

引取業及びフロン回収業の届出

番号	申請書等	形式的な事項等	変更	廃止
1	□引取業 □フロン回収業 届出書	登録に応じた様式、郵便番号、電話番号、登録番号、ふりがな、廃止の場合は通知書を添付	□	□
2	誓約書	登録に応じた様式	□	—
a. 個人の営業者で住所又は氏名の変更 ※1				
3a	申請者の住民票の写し ※2	本籍地の記載があるもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの、3か月以内のもの	◇	—
b. 法定代理人の住所又は氏名の変更				
3b	法定代理人の住民票の写し ※2、3	本籍地の記載があるもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの、3か月以内のもの	◇	—
c. 法人の商号及び本店住所の変更 ※1				
3c	定款又は寄付行為の写し	届出者による原本証明、	◇	—
4c	登記簿記載事項証明書 ※2	3か月以内のもの	◇	—
d. 【引取業】事業所の追加、フロン類の確認体制の変更				
3d	エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	確認方法を記載した書類又は技術者（自動車整備士など）の資格証の写し等、事業所ごとに必要	◇	—
e. 【フロン類回収業】事業所の追加、フロン類回収設備の変更				
3e	フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類	事業所ごとに必要	◇	—
4e	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	取扱説明書又はカタログ等、申請書に記載した回収するフロン類との整合性	◇	—
f. 事業所の名称及び所在地に係る変更・廃止				
3f	事業所の見取図		◇	—
g. 役員の変更				
3g	【法人申請】 登記簿記載事項証明書 ※2	3か月以内のもの	◇	—

【備考】

・登記簿記載事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記簿に記録されている事項を証明した書面になります。

◇変更した内容が確認できるものが必要になります。

※1 既に登録を受けている者から別の者に変更する場合、新規登録が必要になります。

※2 コピーを提出される場合、原本を確認しますので、原本をお持ちください。

※3 法定代理人が法人の場合、その法人の登記簿記載事項証明書が必要になります。